

## PCAOBフラッシュレポート

PCAOBは財務報告に係る内部統制に関する監査基準の改正を提案(2006年12月19日)

本日、公開会社会計監視委員会(PCAOB)は監査基準第2号(AS2)に代わる基準案及び規則案を公表し、パブリック・コメントを求めることを決定した。これらの改正案が承認されれば、(a) 2つの新しい監査基準の公表、(b) 新しい規則の発行、及び(c) PCAOBの基準(中間報告)に対する新たな修正、がなされることになる。本日のPCAOBによるアクションに関するプレスリリースは、以下のサイトに掲載されている。

[http://www.pcaobus.org/News\\_and\\_Events/News/2006/12-19.aspx](http://www.pcaobus.org/News_and_Events/News/2006/12-19.aspx)

基準案及び規則案に対するコメント期間は、2007年2月26日までの70日間となる。コメント期間終了後、PCAOBは受領した全てのコメントを検討し、修正の可否を判断した上で基準及び規則の最終版の公表を決定することになる。基準及び規則の最終版が公表されれば、AS2は廃止される。その後、基準及び規則の最終版は、承認を受けるためにSECに提出されるであろう。

先週、SECは、経営者が財務報告に係る内部統制(ICFR)の年次評価を計画し、実施することを支援する解釈指針を提案した。さらに、SECは、監査人の監査報告書は、ICFRに対する監査意見のみとする修正を提案した。これらの提案については、2006年12月13日付のフラッシュ・レポートが発行されている。本日公表されたAS2の改正、並びにSEC及びPCAOBによるこれらのアクションは、サーベンス・オクスレー法(SOA) 404条導入の費用対効果を改善することを目的としている。

### 基準案及び規則案の概要

本日の公開会議において、PCAOB議長のマーク・オルセン氏は開催の挨拶の中で、ICFRの監査のベネフィットに対する反対意見はあるが、多くの懸念はそのベネフィットを達成するために必要な膨大な費用に関するものである、と述べた。オルセン議長は、PCAOBがこの提案によって費用対効

果が適正化されることを期待していると述べた。さらに議長は、PCAOBは404条による監査実施の進捗を注意深く監視しており、監査人、発行会社、投資家との意見交換も実施していることも指摘し、その結果として、PCAOBはICFRの監査をより効率的に実施する方法を理解し、その理解に基づき、費用対効果の適正化に向けた大きな改善が可能であることを確信していると述べた。

AS2「財務諸表監査と一体となって実施される財務報告に係る内部統制の監査」は、2004年6月17日にSECによって承認された。承認後、米国の早期提出会社による404条の年次評価は3回目となっている。財務諸表の重要な虚偽表示になる前に重大な欠陥を発見・報告し、投資家にとっての早期警告を提供するために、404条の評価プロセスが有効であるかどうかを、多くの企業が疑問視してきた。PCAOBは、改正案によって、財務諸表の重要な虚偽表示になる前に重大な欠陥が発見される可能性が高まると確信している。

本日、PCAOBは以下に関するパブリック・コメントを求めた。

- ① 原則主義に基づき、以下の4つの目的を達成することを意図した、ICFRの有効性の監査に関する新しい基準
  - ・ 最も重要な事項の監査に集中する
  - ・ 意図されたベネフィットを達成するために必要のない監査の要請を削除する
  - ・ 小規模で複雑ではない企業の監査をどのように実施するかについて方向性を示す
  - ・ 基準の文章を簡素化し、その分量を大幅に削減する
- ② 以下の局面における内部監査、経営者及びその他の者の実施した作業の検討と利用に関する新しい基準。(a) 財務諸表とICFRの統合監査、又は(b)財務諸表監査のみ。本基準案は、独立監査人が自己が実施すべき作業を削減するために他者の作業を利用する場合の要件と範囲を明確化することを意図している。
- ③ さらに、PCAOBは、現在AS2の本文に含まれている

独立性に関する要請を改正することを提案した。現行の規定では、監査人は全ての内部統制に関連するサービスについて監査委員会の個別承認を得ることが要請されている。新しい規定では、監査委員会の承認に関してより柔軟な方法が提案されている。

- ④ 最後に、PCAOBは、本日の改正提案によって影響を受ける他の基準の変更を提案した。

本日の会議において、PCAOBのスタッフは「(これらの)提案の主たる焦点は、財務報告に係る内部統制の改善によって投資家が享受したベネフィットを維持し、さらに強化することである」ことを明確にした。

これらの事項を、以下においてさらに解説する。

## AS2の廃止と新たな監査基準の提案

PCAOBは、AS2を廃止し、新しい監査基準—財務諸表監査と一体となって実施される財務報告に係る内部統制の監査—を提案した。AS2が最初に公表されてから、PCAOBのスタッフはICFRの監査をより効率的なものとするために指針を公表してきた。指針の大部分は2005年の5月に公表されたが、AS2の基準本文ほどは監査法人によって厳格に適用されなかった。PCAOBは、(a)トップダウン型のリスクベース・アプローチの適用、(b)他者の作業の利用、及び(c)固有の事象や状況に応じた監査手続の修正、を監査人に対して奨励するため、指針の大部分を基準に取り込んだ。

本基準案において強調されている原則主義のアプローチの目的は、上記の提案の概要の1つとして記載した4つの目的に対応することである。それらの目的を達成するための変更は、以下の通りである。

- **最も重要な事項の監査に集中する**—PCAOBは、企業のICFRによって財務諸表の重要な虚偽記載や脱漏を予防又は発見できない最大のリスクとなる事項に、監査人が焦点をあてるような修正を提案している。特に、PCAOBは以下の事項を提案した。

- ・ 財務諸表の重要な虚偽記載や脱漏が発生する前に重大な欠陥を特定することに監査人が焦点をあてるべきと、より明確に示す。 PCAOBの意図は、提案

された変更によって、企業のICFRによって財務諸表の重要な虚偽記載や脱漏を予防又は発見できない最大のリスクとなる事項に、監査人が焦点をあてるような修正を提案することである。特に、PCAOBとして、内部統制の弱点を顕在化する前に特定することに監査人が焦点をあてることを、より明確にする修正を提案している。前述の通り、404条による評価プロセスに対する最も重要な批判のひとつが、財務諸表の修正が重大な欠陥の原因となることが多いというものであるため、この点は非常に重要である。404条の本来の趣旨は、財務諸表を修正するリスクが大きいことに対する「早期警告」を提供することにあった。この目的は達成されていない。

- ・ トップダウン・アプローチの採用を監査人に要請し、財務諸表と全社的內部統制から評価を開始して、企業のICFRが有効に機能するために実際に重要なコントロールのみを特定し、テストする。注：公開会議において、PCAOBのスタッフは、この規定は、外部監査人はICFRに対する結論を裏付けるために必要なコントロールのみをテストすべきであるということの意味している、と述べた。つまり、監査人は、「表面的な分類」(「全社的」に対する「プロセスレベル」)に必要以上にこだわるべきではなく、コントロールが達成するアサーションに焦点をあてるべきである。
- ・ 全社的な統制環境の重要性を強調する。特に、これらの変更は、統制環境が財務報告の不正、その他の重要な虚偽記載や脱漏のリスクにどのような影響を与えるかに焦点をあてている。
- ・ 期末の財務報告プロセスなど、財務諸表作成においてよりリスクの高い部分に焦点をあてる。ここで強調されるポイントは、確立した内部統制を経営者が無視するリスクに対応することである。企業の不正防止のコントロールに関するハードルを上げ、ICFRの有効性評価においてこれらのコントロールを検討することの重要性を提起することが意図されている。

要するに、ICFRの有効性の監査を裏付けるために監査人が必要とする証拠の量はリスクの大きさに比例すべきである。これは、重要性の低いリスクに対するコントロールに対して要求される証拠の量は少なくなるべきであるということである。また、(a)前年のテストの内容、時期及び範囲と、テスト結果、(b)統制環境の変化などに基づき、リスクの低い分野に対して実施する当年度の監査作業は削減されるべきである、ということも意味している。最後に、不正防止及び全社的なコントロールは、取引レベルで実施されるテストの量を削減するために、特に重要である。

- **意図されたベネフィットを達成するために必要のない監査の要請を削除する**—本日、PCAOBは、意図された監査のベネフィットを達成するために必要のない手続を、監査人が実施することをAS2が奨励しているかどうかを判断するために、ICFRの監査に関連する全ての分野を評価した、と報告した。その結果、PCAOBは、以下の変更を提案している。

- ・ ICFRの監査は、企業のICFRは有効であるかどうかについての監査人の評価に限定され、経営者がICFRの有効性について結論を導くプロセスの十分にに関する意見は必要ない、ということを明確にする。現在のAS2の元では、監査人は2種類の意見を含む監査報告書を提出する。ひとつは、経営者の内部統制報告書が適正に作成されていることに関する意見であり、もうひとつは、企業のICFRの有効性に関する意見である。AS2が外部監査人に対して、経営者の評価プロセスを理解し、評価することを要請しているために不必要な作業が発生していると、PCAOBは考えている。従って、PCAOBは、この要請を取り除くことにした。基準案は、外部監査人の作業の内容、時期、範囲の修正を検討する上で、他者の作業が十分かどうかを決定するためだけに、外部監査人は経営者の評価プロセスを理解すべきである、と規定している。従って、内部統制監査は、企業のICFRが有効かどうかに関する監査人の評

価のみに限定されることが提案された。

- ・ 監査人が、過去の監査からの経験を、その後の監査をより効率的に実施するために利用することを認める。 AS2には、「各年度の評価を独立して実施する」という原則がある。この原則は、しばしば、実務ではそのままの意味に解釈され、前年の経験を無視する結果となっている。従って、基準案では、この原則の削除が明示的に規定された。この変更により、監査人は、過去の作業に基づく企業の内部統制に関する知識や経験を全て否定する必要がないことが明らかになった。例えば、監査人は、過去にテストしたコントロールを当年度監査する際、その内容、時期、及び範囲を決定する上で3つのリスク要因を考慮すべきである。(1)過去に実施した監査手続の内容、時期、及び範囲、(2)過去に実施したテストの結果、及び(3)過去に監査を実施してから発生した、コントロールの変更や当該コントロールが実施されている重要なプロセスの変更、である。その後、外部監査人は、当年度において入手すべき適切な監査証拠を決定する。この変更により、今後の監査をより効率的にし、特に、当年度のリスク評価における利用を含む、過去の情報の利用に関する混乱を解消することが期待される。この変更は、ローテーションによるコントロール・テストの実施と混同されるべきではないが、過去に実施した作業とその結果に基づき、監査業務の削減を認めることになる。
- ・ 重要な虚偽記載となる可能性が低い勘定に対する追加的な検討を排除するため、監査人がどのようにリスク評価を行うべきかを明確にする。 例えば、ほとんどの監査法人は、ICFRの監査において、重要な財務諸表項目を決定するリスク評価に定量的アプローチを採用している。この「ボトムアップ」アプローチの採用は定性的要因をほとんど無視してしまうため、ICFRの監査において重要性の基準値を超える全ての勘定を監査範囲に含める結果となっている。PCAOBの改正案は、ICFRの監査範囲に

含める重要な勘定を決定する際に、監査人は、定性的な要因と定量的な要因の両方を評価すべきであると、今回明確に規定した。

さらに、新しい基準は複数の事業所におけるテストの要請を、カバレッジではなくリスクに基づき決定することを改めて強調した。つまり、PCAOBは、企業の業績及び財政状態の「大部分」を含めることを監査人に要求する規定をAS2から削除し、その代わりに、複数の事業所がある場合に、監査人がリスクベースのアプローチを適用することを要請することを提案している。この変更により、外部監査人は最低限のカバレッジ比率を要求することについて再考することになるであろう。

PCAOBは、IT全般統制が有効であれば、自動化されたコントロールのリスクが一般的には低いことも認めた。基準案では、関連するITコントロールの範囲の特定は省略されている。また、基準案には、2005年5月のガイダンスに含まれていたITのベンチマーキングの議論も追加された。ガイダンスでは、「プログラム変更、プログラムへのアクセス及びシステムの運用が有効であり、監査人がベースラインを確立してから（つまり、（監査人が）アプリケーションコントロールを最後にテストした時点から）自動化されたコントロールが変更されていないければ、監査人は、自動化されたアプリケーションコントロールの運用状況に対する過去のテストを繰り返すことなく、当該自動化されたアプリケーションコントロールが有効であり続けると結論付けることができる」ことを明確にした。

本日の会議において、PCAOBのスタッフはリスクベース・アプローチの重要性について幾つかの発言を行った。第1に、スタッフは基準案には、リスク評価が監査全体の基礎となり、監査プロセス全体に影響することが記載されている、と指摘した。次に、基準案には、(a)特定の分野において重大な欠陥が発生する可能性があることと、(b)当該分野に費やされる監査時間、には直接的な関係がある、と述

べた。最後に、基準は特定の分野でリスクが低くなれば、当該分野で必要な証拠の量も減少する、と主張した。

- ・ 監査人に対して、特定の手続を自ら実施するのではなく、他者の作業を利用できる状況と利用方法を検討することを要請する。これに関しては独立した基準が提案され、本フラッシュ・レポートの後半で解説されている。

- **小規模で複雑ではない企業の監査をどのように実施するかについて方向性を示す**—PCAOBは、監査人が小規模企業のICFRにおける様々な違いに対応し、小規模企業に合わせた監査を実施するという方向性を、基準案で示したと報告した。例えば、基準案は、監査人に対して会社の規模と複雑性を評価するように指示している。この規模と複雑性の評価は、監査に対して広範な影響を与えることが期待される。基準には、規模と複雑性を評価する際に考慮すべき幾つかの要因が記載されている。

- ・ ビジネスユニットの数
  - ・ 業務プロセス及び財務報告システムの複雑性
  - ・ 経理機能の集中化の程度
  - ・ 上級経営者が日々の業務活動に関与する程度
  - ・ コントロールが実施される範囲を含む、管理のレベル
- 上記のリスクベース・アプローチは、広範囲にわたり適用することが期待されている。小規模企業の代表者にとって、404条による監査の実施に関する懸念のひとつは、監査人が要求する証拠の内容と量であった。PCAOBは、本日、必要な証拠の量はリスクのレベルと直接的に関連すべきであると報告した。つまり、監査人は財務諸表の重要な虚偽記載や脱漏につながる分野にのみ焦点をあてるべきである。また、PCAOBは、基準案において、小規模で複雑性の低い企業で正式な文書化を行う実務が行われていない場合には、文書が存在しない場合があることを認めている。

PCAOBは、規模の大小に関する課題に対処しきれたわけではない。PCAOBの見解では、内部統制のテストは規模に比例すべきである。つまり、費用は企業の規模と

複雑性に比例すべきである。この目的を達成するために、2007年に追加の指針が公表されるであろう。本日の会議において、PCAOBのスタッフは、小規模会社の監査に影響を与える事項の特定を、12の登録監査法人と共同のタスクフォースにおいて検討していると説明した。同タスクフォースは、今年度の監査サイクルの残りの期間で指針をさらに検討し、PCAOBのスタッフが2007年に公表する指針にタスクフォースからのフィードバックを反映できるようにするであろう。

- 基準の文章を簡素化し、その分量を大幅に削減する- PCAOBは、より短く、読みやすく理解しやすい監査基準を改正版として提案していると述べた。PCAOBが提案した主要な変更は、以下に要約されている。

- ・ 新基準の大幅な削減。AS2が100ページ以上の長さであったのに対し、基準案は65ページの長さである。
- ・ 監査の実施と同じ順番で目次を構成する。例えば、基準は監査計画から始まる。さらに、監査人の作業を合理化するために、財務諸表監査とICFRの監査をどのように統合するかに焦点をあてた添付資料が提供されている。これによって、基準の流れを妨げずにこのトピックに対応することができる。
- ・ 「重大な欠陥」と「重要な不備」の定義を明確にする。例えば、PCAOBは、「重大な欠陥」と「重要な不備」の定義において、「低いとはいえない発生の可能性」という表現を「合理的に発生する可能性がある」という表現に改めた。また、基準案は、「重要な不備」の定義において「軽微とはいえない」という表現を「重要な」という表現に改めた。ここでは、「重要な」は、「重大」よりも低い、監視の責任を持つ経営者や取締役の注意を喚起する必要がある事項である。また、PCAOBは、「重大な欠陥を強く示唆する事項」のリストの位置づけを明確にし、「強く示唆する事項」を少なくとも重要な不備として考慮する要請を削除することによって、一定の事実と状況の下で「不備が全く存在しないという適切な

結論」を監査人が導くことができる、と提案した。

- ・ 監査範囲の決定において利用される年次の重要性基準値を明確にする。新しい基準は、四半期の重要性は、四半期財務諸表に影響を与える不備の重要性を評価するためだけに利用されることを明確にした。この指針は、ICFRの監査の目的での監査人による重要性の評価は、従来から財務諸表監査に適用されてきた原則と同じ基準であることを明確にした。
- ・ 他者の客観性と能力を評価した結果に基づき、様々な範囲で監査人が他者の作業を利用することを認める。このアプローチは、内部監査人ほどには十分な適格性を備えていない経営者やその他の者による作業を監査人が利用することを認めている。つまり、基準案は、テスト対象項目の内容とテストを実施する者の能力と客観性に基づく依拠の枠組みを提案している。AS2に記載されている通り、独立したテストの目的からは、適格な内部監査人は「依拠可能性」の最も高い方に位置している。しかしながら、この変更は、監査人の監督下で実施される「直接的な支援」の目的で、監査人が内部監査人以外の者を利用することを可能とした。さらに、PCAOBは、2つの制限的な要請を削除することを提案している。ひとつは、外部監査人がその結論を裏付けるための「主たる証拠」を直接入手しなければならないとする要請である。2つ目は、AS2で特に制限されていた統制環境のテストにおける他者の作業の利用が基準案から削除されたことである。
- ・ 監査ワークスルーに対する要請をより効率的に適用できるように再調整する。PCAOBは、重要なプロセスに対するワークスルーが必要不可欠な手続であり、監査人はこのプロセスに「自ら十分に関与」しなければならない、と引き続き信じている。しかしながら、PCAOBは、(a) (監査人の監督と関与の下での)他者による直接的な支援、及び(b)リスクが類似する種類の取引に対するワークスルーの頻度を下げることを通じて、費用を削減することを提案して

いる。さらに、PCAOBは、ウォークスルーを実施する際に行われる質問と観察がリスクの低いコントロールに対する運用状況のテストとして十分である可能性があると提案している。

要するに、PCAOBは、原則主義に基づき、重要な用語を再定義し、AS2の特定の要請を削除し、小規模で複雑性の低い企業に対応したトップダウン型のリスクベース・アプローチによる監査基準の改正案を提案しているのである。

### 他者の作業の検討と利用に関する監査基準案

ICFRの監査に関する新しい基準案に加えて、PCAOBは、内部統制監査と財務諸表監査の両方に関する他者の作業の利用についての様々な基準を統合し、新たな基準を作成することを提案した。その目的は、2つの監査の統合をさらに促進することである。提案された監査基準によってAU Sec. 322及び現在AS2に含まれている他者の作業の利用に関する指針は廃止される。

中でも、提案された基準には以下の事項が含まれている。

- 内部統制監査及び財務諸表監査の両方において、内部監査人に限らず他者の作業を適切に利用することを監査人に認め、2つの監査の統合に対する壁を取り除く。
- 監査人に対して、監査におけるテストを削減するために、他者の作業の利用可否と利用方法の検討を要請することにより、より多く他者の作業を利用することを奨励する。
- 関連する他者の活動を理解し、当該作業の結果が監査にどのような影響を与えるかを評価することを、監査人に要請する。
- 監査人による他者の能力と客観性及びテスト対象項目の統合された評価に基づく、他者の作業の利用に関する統一の枠組みを提供する。
- AS2に含まれていた「主たる証拠に関する原則」を明示的に削除する。

従って、監査人は、他者の能力と客観性を評価した後で、内部監査人及びそれ以外の他者の作業として実施される経営者のテストに、より広範に依拠することが奨励される。この評価には、

作業を実施する者に対する報酬が、客観性を損なわないかどうかの評価が含まれる。

### 監査委員会による内部統制に関連するサービスの事前承認に関する規則3525の提案

この新たな独立性に関する規則案は、現在AS2に含まれている内部統制に関連するサービスについての規則を改正するものである。規則案の意図は、監査委員会が内部統制に関連するサービスの提供が監査人の独立性にどのような影響を与えるかについての判断をする上で、監査委員会に対して十分な情報の提供を確保することである。また、新しい規則は、監査委員会が内部統制に関連するサービスを個別に事前承認することもできるし、あるいは、委員会が承認した方針・手続に基づいて事前承認を行うこともできることを認めている。本日の公開会議におけるコメントでは、この変更は承認のために不必要な会議を開催する負荷を削減することを目的としている。

### PACOBの他の基準の改正案

PACOBは、以下の提案も行っている。

- 現在AS2に含まれている特定の情報を他の基準に移動することにより、内部統制の基準を簡素化する。例えば、提案された改正は、SOA302条に基づく経営者の内部統制についての宣誓に関する監査人の責任を、AU Sec.722「中間財務情報」に移動することを提案した。
- ICFRに関する監査意見の日付を変更する。現在の「一般に、現場作業の完了日をもって、独立監査人の報告書とする」要請を、「監査人は、監査報告書の日付を、監査人が監査人の意見を裏付ける十分に適格な証拠を入手した日以降とする」というものに変更されることになる。

### 主要な変更点の要約

AS2の精神は不変であるが、新しい監査基準と規則はより効率的なアプローチの導入を意図しており、それによって、財務諸表の信頼性に関する可能な限りの保証を維持しながら、費用対効果をより適正にすることを目指している。例えば、基準案は、重要な虚偽記載を予防又は発見するコントロールに監査人の目

を向けさせ、企業が財務諸表を修正しなければならないことが判明した後で問題があることを認めるのではなく、404条が早期警戒システムとなる可能性を向上させることを意図している。また、特に小規模会社にとって、全社的なコントロールの重要性を認識している。最後に、PCAOBによれば、追加作業を要求する規定を削除し、よりトップダウン型のリスクベース・アプローチを推進し、簡潔で理解しやすい基準を目指している。

提案には、2005年5月に公表された指針が、明示的にその内容に反映されている。新しい基準が最終的な形で公表される時には、過去に公表されたPCAOBのQ&Aによる指針は廃止され、新しい基準に対する新しい指針が公表されるであろう。

今回の提案に含まれる重要な変更点は以下の通りである。

- 複数の拠点における評価範囲決定の際に「大部分」のカバレッジを要求する規定を削除し、リスクベース・アプローチを採用することで、改めて、複数の拠点でのテストをカバレッジではなくリスクに対する要請に焦点をあてる。
- 監査人が重要な勘定の特定において定性的な要因と定量的な要因の両方を評価することの重要性を強調する。
- 外部監査人に、不正の予防・発見に関するコントロールの特定とテストに適切な配慮を行いながら、最も重要なコントロールを選択するトップダウン・アプローチの採用を要請する。
- 「重大な欠陥」と「重要な不備」の定義を修正する。
- 監査計画段階及び監査結果の評価段階における、中間での重要性を含む、重要性の定義を明確にする。
- 経営者の評価プロセスの十分性に関する外部監査人の2つ目の意見を削除する。
- 「各年度は独立して評価する」原則を削除し、当年度のリスク評価において過去の監査から得られた知識を活用

することを認める。

- 監査人に小規模で複雑性の低い企業の特徴を反映した監査を実施することを要求する。
- AS2の「主たる証拠」の要請を削除し、AS2の統制環境のテストにおける他者の作業の利用に関する制限を撤廃し、内部監査人以外の他者の作業を様々なレベルの目的でより広く活用することを認める枠組みを提供することにより、他者の作業をさらに利用することを奨励する。
- IT関連コントロールに対する作業をリスクベースで実施することを明確にし、特に、自動化されたアプリケーションコントロールの「ベースライン」を確立するためにIT全般統制の重要性を認識する。

PCAOBは、2007年に小規模会社の監査に関する追加指針を公表する予定であることも認めた。

#### まとめ

本日の会議におけるコメントは、新しい基準と規則がAS2の要請の単なる緩和ではないことを示している。目的は、リスクに対する費用の更なる適正化を求めることである。新しい基準と規則は、時間の経過と共に、全ての業種の全ての会社で外部監査費用の削減に貢献することが期待されている。来年、特に小規模会社の監査に関する追加指針に焦点をあてた、新しい基準への追加の規定が公表されるであろう。

「運用状況の有効性」評価を取りやめ、「整備状況の有効性」評価のみとすることをPCAOBが認めることを期待した意見もあったが、それは実現しなかった。本日の提案においても、コントロールの整備状況の有効性と運用状況の有効性の両方の評価が必要とされている。